

独立行政法人国際観光振興機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、本俸、特別調整手当、通勤手当及び期末特別手当とし、うち期末特別手当については、国土交通省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、役員の職務実績に応じ、増減することとしている（各年度の業績評価の結果を、次年度以降の期末特別手当に反映。各人の増分は10/100の範囲内。）。
なお、法人設立以降の業務運営に関しては、国土交通省独立行政法人評価委員会から「順調」との評価を得ているところであるが、平成18年度は職務実績に応じた期末特別手当の増減は行わず、現中期計画期間中（H15.10.1～20.3.31）における一般管理費削減目標（13％）達成のため、全役員の本俸の減額改定を実施。

役員報酬基準の改定内容

理事長	平成18年4月に本俸を月額1,056,000円から月額1,015,000円に減額改定（3.88％）。 さらに平成19年4月に本俸を月額979,000円に減額改定（3.55％）。
理事	平成18年4月に本俸を月額861,000円から月額829,000円に減額改定（3.72％）。 さらに平成19年4月に本俸を月額800,000円に減額改定（3.50％）。
監事	平成18年4月に本俸を月額751,000円から742,000円に減額改定（1.20％）。 さらに平成19年4月に本俸を月額733,000円に減額改定（1.21％）。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）		就任	退任
理事長	千円 19,130	千円 12,180	千円 5,419	千円 1,461 70 （特別調整手当） （通勤手当）	19年 4月1日 1名	3月31日 1名
理事 （4人）	千円 61,727	千円 39,791	千円 15,912	千円 4,775 1,249 （特別調整手当） （通勤手当）	4月8日 1名 7月12日 1名	4月7日 1名 7月11日 1名
監事 （2人）	千円 27,777	千円 17,808	千円 7,579	千円 2,136 254 （特別調整手当） （通勤手当）	8月1日 1名	7月31日 1名

注：「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
理事長	4,567	3	0	19.3.31	-	1
理事A	3,494	2	7	18.4.7	-	2
理事B	3,805	2	10	18.7.11	-	3
監事	1,205	1	1	18.7.31	-	4

1 平成16年4月1日から退職日(平成19年3月31日)までの間の業績勘案率を1.0として支給された暫定退職手当額である。

2 平成15年10月1日から退職日(平成18年4月7日)までの間の業績勘案率を1.0、平成15年10月1日から12月31日までの間の増減割合を0.0として支給された暫定退職手当額である。

3 平成15年10月1日から退職日(平成18年7月11日)までの間の業績勘案率を1.0、平成15年10月1日から12月31日までの間の増減割合を0.0として支給された暫定退職手当額である。

4 平成17年7月20日から退職日(平成18年7月31日)までの間の業績勘案率を1.0として支給された暫定退職手当額である。

1～4 独立行政法人評価委員会の平成18年度業績評価結果に応じた業績勘案率の決定後、この支給額との差額が支給または返納される場合がある。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

平成16年4月に、適材適所と適正な人件費配分を行うことを目的として、厳正な人事評価制度を導入し、人事評価の結果を職員の給与に反映させている。これによる人件費抑制等により現中期計画期間中における一般管理費13%の削減目標並びに平成22年度までの人件費削減(平成17年度比で5%削減。現中期計画期間中においては2%以上削減。)を達成する予定である。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の学歴等に照らし、国家公務員 種(大卒)の本省勤務者と同程度の水準となるように初任給の設定をしている。

また、平成16年度から導入した人事評価制度により、厳正な人事評価を行い、評価結果を職員の昇給等の処遇に反映させることとしている。

なお、職員給与は、国家公務員の給与改定に準じて改定を行うとともに、当機構の事務所は、東京都特別区に所在し、地方組織が無いことから、東京都特別区在勤の国家公務員と同水準とすることを目標としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

平成16年度から導入した人事評価制度により、厳正な人事評価を行い、評価結果を職員の昇給等の処遇に反映させており、前年度における各職員の勤務成績等に係る人事評価結果に基づき、評価実施直後の7月1日に昇給・降給等を実施することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	-
給 与	平成16年度から導入した人事評価制度により、前年度における各職員の勤務成績等に係る人事評価を実施し、評価結果を評価実施直後の7月1日の職員の昇給・降給等に反映。 (平成18年7月の昇給者は、全職員の約2/3。約1/3の職員が本俸据置若しくは減給。)

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与構造改革を踏まえ、勤務実績をきめ細かく給与に反映できるように俸給表の細分化(従来の号俸を4分割)を実施。

国家公務員の給与改定と同様に、3人目以降の子等に係る扶養手当を1人5,000円から1人6,000円に改定。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 49	歳 41.8	千円 6,863	千円 5,036	千円 152	千円 1,827
事務・技術	人 49	歳 41.8	千円 6,863	千円 5,036	千円 152	千円 1,827
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 25	歳 41.1	千円 9,570	千円 8,119	千円 0	千円 1,451
------	---------	-----------	-------------	-------------	---------	-------------

任期付職員	人 9	歳 50.6	千円 3,712	千円 3,712	千円 212	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間出向者	人 9	歳 50.6	千円 3,712	千円 3,712	千円 212	千円 0

非常勤職員	人 7	歳 30.5	千円 2,620	千円 2,620	千円 243	千円 0
事務・技術	人 7	歳 30.5	千円 2,620	千円 2,620	千円 243	千円 0
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員(年俸制)	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
事務・技術	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

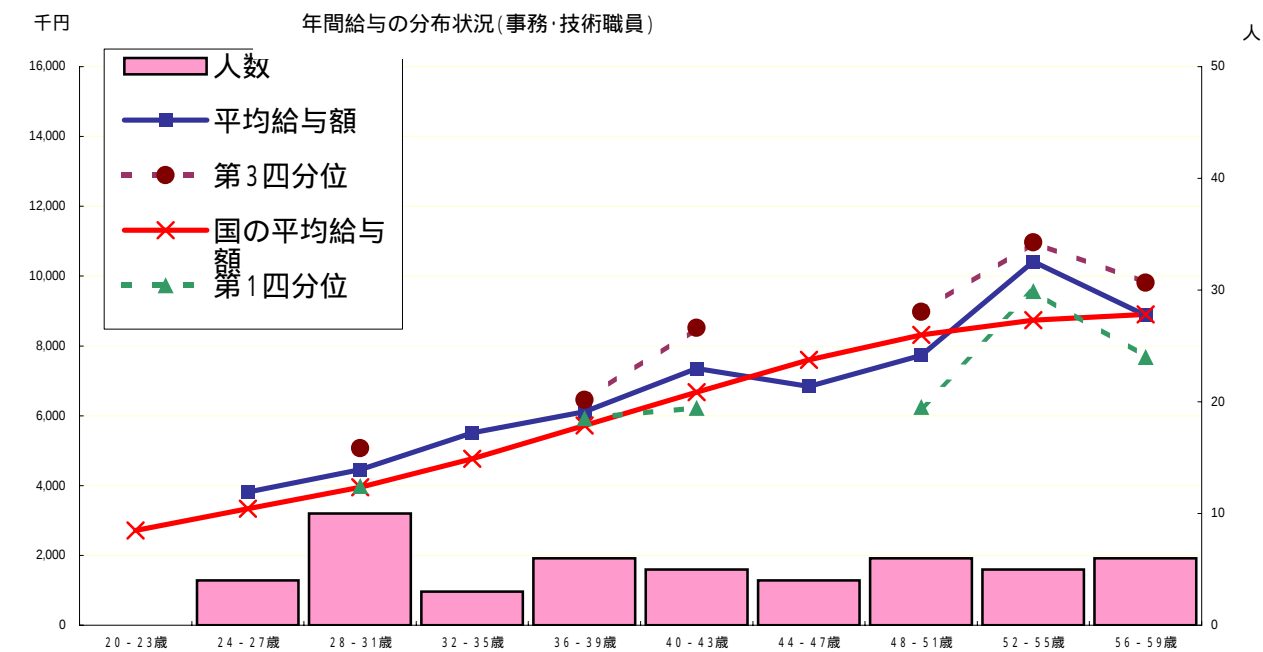
注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

再任用職員については、該当者がいないことから記載を省略した。

非常勤職員(年俸制)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

任期付職員の表中の民間出向者は、民間企業(旅行業界等)から予め期間を定めて出向してきている職員である。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注：1. の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。
2. 年齢24～27歳、32～35歳及び44～47歳の該当者はそれぞれ4名以下であるため、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 ・マネージャー、シニア・スペシャリスト (本部課長相当職)	8	49.1	8,351	9,016	9,488
・アシスタント・マネージャー (本部係長、主任、係員相当職)	31	36.0	4,040	5,203	6,164

注：「四分位」とは、ばらつきの度合いを示す指標のひとつ。本様式における「第1分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25％目の額、「第3分位」とは小さい方から75％目の額である。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
標準的な職位		部長	次長 室長	マネージャー シニア・スペシャリスト	アシスタント・ マネージャー	アシスタント・ マネージャー
人員 (割合)	49	2 (4.1%)	2 (4.1%)	14 (28.6%)	18 (36.7%)	13 (26.5%)
年齢(最高～最低)		-	-	59～40	59～31	50～25
所定内給与年額(最高～最低)		-	-	6,957～ 5,088	5,073～ 3,570	4,005～ 2,631
年間給与額(最高～最低)		-	-	9,810～ 6,855	6,944～ 4,874	5,370～ 3,601

注：1等級及び2等級における該当者がそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 100	% 100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 0	% 0	% 0
	最高～最低	% 0～0	% 0～0	% 0～0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 100	% 100
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 0	% 0	% 0
	最高～最低	% 0～0	% 0～0	% 0～0

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

105.3

対他法人(事務・技術職員)

97.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

上記のとおり全国为国家公務員と比較した対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は100を超えていますが、当機構の職員は約9割が高学歴(大学卒又は大学院修了)の者で構成されており、また、当機構は、事務所が東京都特別区に所在し、地方組織が無いことから、学歴及び地域を勘案した対国家公務員指数でみたところ、これらの指数は次のとおりとなっており、決して高い水準ではありません。

(参考値)

・学歴を勘案した対国家公務員指数(注1)-----101.7

(注1): 同じ学歴・年齢の全国的国家公務員との比較

・地域を勘案した対国家公務員指数(注2)----- 93.8

(注2): 東京都特別区に在勤する国家公務員(地域手当13%支給)との比較

・学歴及び地域の両方を勘案した対国家公務員指数(注3)-----90.4

(注3): 同じ学歴・年齢の東京都特別区に在勤する国家公務員との比較

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成15年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,107,414	千円 1,132,559	千円 (%) 25,145 (2.2)	千円 (%) 29,354 (2.7)
退職手当支給額 (B)	千円 114,418	千円 129,949	千円 (%) 15,531 (12.0)	千円 (%) 25,197 (18.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 85,233	千円 73,294	千円 (%) 11,939 (16.3)	千円 (%) 32,956 (27.9)
福利厚生費 (D)	千円 151,673	千円 151,492	千円 (%) 181 (0.1)	千円 (%) 12,949 (7.9)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,458,738	千円 1,487,294	千円 (%) 28,556 (1.9)	千円 (%) 41,748 (2.8)

注:「中期目標期間開始時(平成15年度)からの増 減」欄は、本法人は平成15年10月1日に設立された法人であり、平成15年度の年間の支給実績が示せないため、平成15年度下期の支給実績額に2を乗じて算出した推計額との比較である。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」の減(対前年度 25,145千円)は、職員数の減(退職者の不補充)及び人事評価制度による昇給の抑制等によるもの。
「非常勤役職員等給与」の増(対前年度11,939千円)は、海外事務所嘱託員の雇用(2名)等によるもの。
「最広義人件費」の減(対前年度 28,556千円)は、前記の増減及び退職手当の減等によるもの。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。
中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行うこととし、うち、現中期目標期間においては、概ね2%以上の人件費を削減することとする。

これまで適正かつ厳格な人事考課を実施し、これを給与に反映させているが、更に、きめ細かく勤務実績を給与へ反映できるようにするため、俸給表の見直しを行う等国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

人件費削減の取組の進ちょく状況

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」...1,132,559千円

当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」...1,107,414千円

当年度までの人件費削減率... 2.2%

当年度までの人件費削減率(補正值)... 2.2%(注)

(注)「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

法人が必要と認める事項

当機構は、平成15年10月1日に独立行政法人となりましたが、移行前の平成15年度上期及び下期には管理職の昇給のゼロベース査定を行い、期待水準を超えていると認められた約半数の管理職のみ昇給を行いました。

平成16年度からは、新人事制度を導入し、管理職の職務手当を職責の軽重に応じた支給割合に減額改定(最大20%から8%へ減額)するとともに、厳正な人事評価を実施し、これを処遇に反映させる(評価結果によっては降格・降給もされる)こととしました。

平成16年度に導入した新人事制度等により、当機構の対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は、15年度の125.9から大幅に下降し、18年度は105.3(地域を勘案した対国家公務員指数(東京都特別区在勤国家公務員との比較)では93.8)となっています。

当機構は、事務所が東京都に所在し、地方組織がありません。当機構としては、中期計画期間中における一般管理費13%削減及び人件費2%以上削減の目標達成を図るとともに、対国家公務員指数については、東京都特別区在勤国家公務員との比較で100を上回らないよう、引き続き適切な措置を講じて参ります。

最後に、当機構は、インバウンド・ツーリズム振興の専門機関として官民の事業パートナーの方々と連携し、国の掲げる「観光立国」の実現を目指し、2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人とすることの達成に最大限の貢献をすることを使命としています。このため、給与水準の適正化を図ることはもとより、関係の皆様方の信頼も得て、上記事業活動を積極的に展開していくこととしています。